

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番地

氏名 松村建設株式会社 代表取締役 天満 昭広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

沿岸広域振興局長 小向 正悟



許可の年月日 平成28年11月13日

許可の有効年月日 平成33年11月12日

見本

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（自動車等廃棄物及び資源物管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 8年11月13日 当初許可

平成13年11月13日 更新許可

平成17年 7月14日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及

(以下、裏面記載)

び陶磁器くず、鋸さい（自動車等破砕物を除く。）を追加したこと。）

平成18年11月13日 更新許可

平成18年11月27日 代表者の変更（天津 昭広が代表取締役就任）

平成23年11月13日 更新許可

平成28年11月13日 更新許可

以下余白

見本

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白